

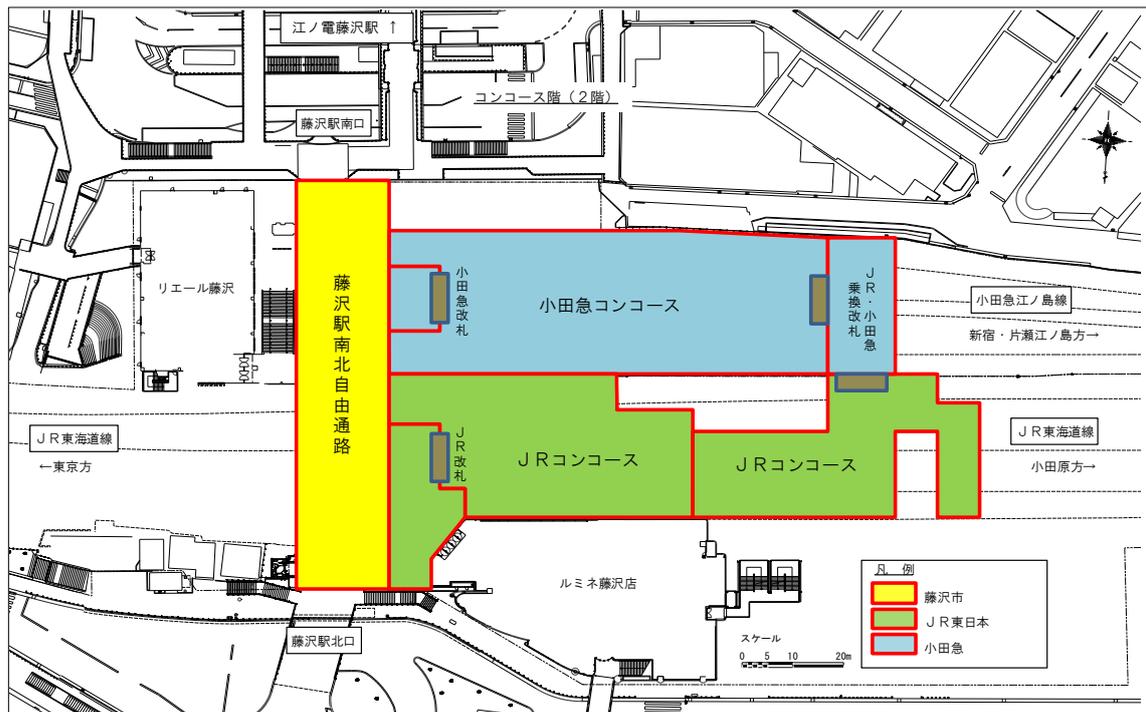
藤沢駅南北自由通路拡幅整備事業について

1 事業実施の合意について

藤沢駅南北連携強化等による市民等の利便性・回遊性向上及び街の活性化を目的として、自由通路拡幅及びそれに伴う駅改良事業の実現に向け、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)及び市の三者で協議を重ねてきましたが、一定の合意を図られたことから、本年2月末に事業実施に向けた基本協定を締結する予定です。

自由通路拡幅及び駅改良の形態としては、次の図の考え方を基本として、今後具体的な設計に着手します。自由通路内の通行と乗り換え動線との交錯が解消するとともに、鉄道三線の乗り換え利便性が向上します。さらに、東海道本線と小田急江ノ島線とを直接乗り換えられる乗換改札部分も改良され、駅全体として、バリアフリー及び利便性の向上が図られます。

<図 自由通路拡幅及び駅改良の形態>



2 藤沢駅南北自由通路拡幅整備事業及び藤沢駅改良事業に関する

基本協定（案）の概要

(1) 事業実施に関する事項

自由通路拡幅整備事業	○市が事業主体となり事業費を負担する。
駅改良事業	○鉄道事業者が主体となる。 ○国土交通省鉄道駅総合改善事業費補助（次世代ステーション創造事業）の採択を目指す。市は補助要綱に基づき1/3を補助する。 ○鉄道駅総合改善事業に該当しないその他の駅改良事業については、鉄道事業者が事業費を負担する。

(2) 自由通路に関する事項

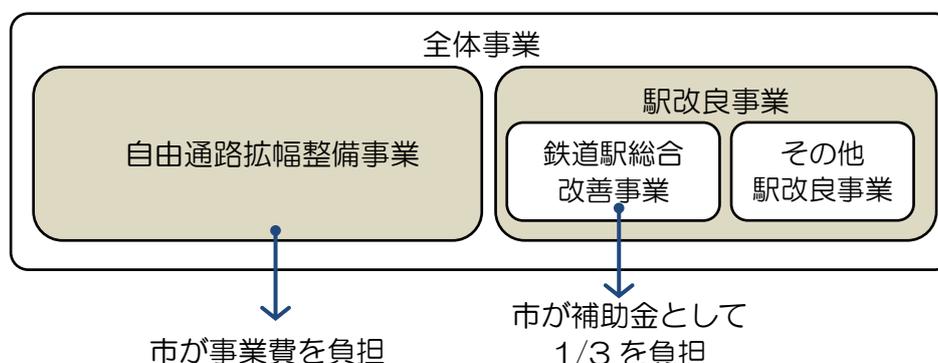
財産及び維持管理	○市が財産を所有し、維持管理を行う予定。
法的位置付け	○都市計画法第11条第1項第1号に規定する「都市施設（その他交通施設（通路）」として、かつ同条第3項に規定する立体的な範囲を都市計画として定める。

(3) 基本協定（案）で整理している費用負担の考え方

全体事業のうち、市は、自由通路拡幅整備事業を負担するとともに、駅改良事業の中の鉄道駅総合改善事業に対し1/3を負担します。自由通路拡幅整備事業については、国土交通省社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業での特定財源の確保を目指します。

具体的な事業費及び事業期間、さらに三者の費用負担額については、基本協定締結後に実施する基本設計及び詳細設計で明らかになります。

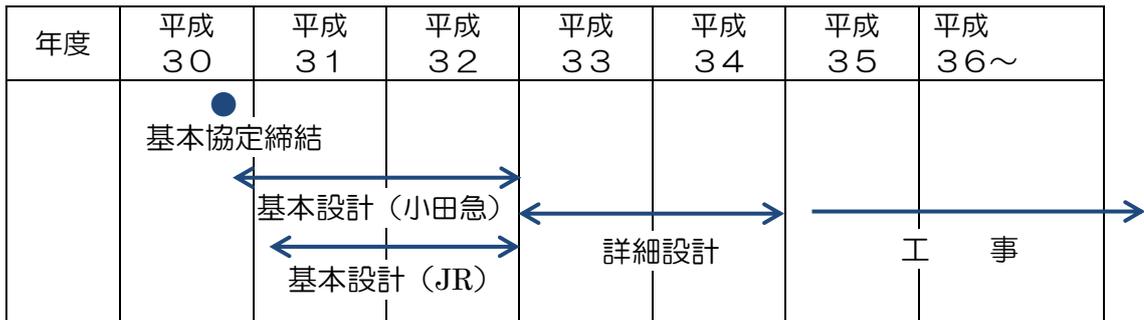
<費用負担の考え方イメージ>



3 今後のスケジュールについて

基本協定締結後に実施する基本設計については、小田急電鉄とは今年度内に着手し、JR東日本とは平成31年度からの着手を予定しています。その後、詳細設計に着手しますが、基本設計と詳細設計に各2箇年を予定しており、市としては平成35年度頃の工事着手を目指して、鉄道事業者と調整を進めます。

＜工事までのスケジュール＞



※基本設計及び協議の状況に応じて、詳細設計や工事の着手時期が前後する可能性があります。

＜藤沢駅南北自由通路整備イメージ（駅南口側から北口方向を望む）＞

